

## 千葉県外国青年勤務成績評定要領

### (総則)

第1条 外国青年の勤務評定は、千葉県招致外国青年任用要綱第20条の2（勤務成績の評定）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

2 前項の勤務評定は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を推進する観点から、外国青年の指導育成を図るとともに公正な再任用を行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### (実施責任者・評定者)

第2条 勤務評定を実施する者（以下「実施責任者」という。）は、国際交流課長が指定する者とする。

2 勤務評定の評定者（以下「評定者」という。）は、国際交流課長が指定する者とする。

### (評定の範囲)

第3条 勤務評定の対象となる外国青年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において実施責任者が指定する勤務評定期日現在に在職するすべての外国青年とし、原則としてすべての勤務地において実施するものとする。

- (1) 4月期来日対象外国青年 10月第1週
- (2) 7・8月期来日対象外国青年 1月第1週
- (3) スポーツ国際交流員 12月第1週

### (評定の期間)

第4条 勤務評定は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める期間について実施するものとする。

- (1) 新規招致外国青年 任用期間の初日から当該勤務評定期日の前日まで
- (2) 再任用外国青年 前回の勤務評定期日から当該勤務評定期日の前日まで

### (評定の方法)

第5条 勤務評定をより正確かつ効果的なものにするため、次に掲げる時期に勤務評価面接を

実施する。

- (1) 第1回目： 8月～ 9月
- (2) 第2回目： 11月～12月
- (3) 第3回目： 5月～ 6月

- 2 勤務評価面接は、外国青年目標管理シート（様式1）を利用して評定者が行い、終了後その結果を実施責任者に提出するものとする。
- 3 実施責任者は、評定者が行った勤務評価面接の結果について審査のうえ、確認するものとする。
- 4 評定者は、勤務評価面接の結果に基づき、対象となる外国青年の勤務成績について公正な評定を行い、評定の結果その他必要な事項を勤務評定記録書（様式2、以下「記録書」という。）に記録し、実施責任者に提出するものとする。
- 5 実施責任者は、評定者が行った評定について審査のうえ、確認するものとする。
- 6 実施責任者は、勤務評定終了後、その結果を外国青年にフィードバックするための面接を評定者同席のもとで実施する。

（記録書の保管等）

第6条 記録書は、作成後7年間、国際交流課長が保管するものとする。

- 2 記録書は、条例又は規則等に別段の定めがある場合を除くほか、当該外国青年の指導育成及び公正な再任用を行うために使用する場合以外は、秘密に属するものとして取扱うものとする。

ただし、外国青年が任用団体を異動する場合であって、新任用団体が人事管理等の理由から記録書を必要とするときはこの限りでない。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

第1条の改正規定は、平成9年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月13日から施行する。